

国際連合気候変動枠組条約 CDM理事会第70回理事会概要報告

2012年 11月24日

経済産業研究所・東京大学 戒能
kainou-kazunari@rieti.go.jp

日時 2012年 11月19日(月) - 23日(金)

場所 カタール・ドーハ Sheraton Hotel

主要結果

1. 定足・構成

1-1. 出席理事構成 (斜体欠席, * 早退)

代表地域・国	代表理事(=投票権有)	代理理事(同なし)
欧州他	Mr. Martin. H (イギリス:副議長)	Mr. Thomas B. (EU)
アフリカ	Mr. Victor K. (コンゴ)	Ms. Fatou G. (ガンビア)
アジア	Mr. Shafqat K. (パキスタン)	Mr. Hussein B. (ヨルダン)
東欧	Ms. Diana H. (アルメニア)	Ms. Natalie Kushko (ウクライナ)
中南米	Mr. Antonio Gold.(メキシコ)	Mr. Eduardo Calvo (ペルー)
AOSIS	Mr. Hugh Sealy (グレナダ)	Mr. Amjad Abdulla (モルジブ)
途上国全般	Mr. M. Duan (中国:議長)	Mr. Qazi Kholiquz. (バングラ)
	Mr. J.D. Miguez (ブラジル)	Mr. Washington Zk.(ジンバブエ)
先進国全般	Mr. Martin Cames (ドイツ)	Ms. Pauline Ken. (豪州)
	戒能 一成 (日本)	Mr. Peer Stiansen (ノルウェー)

(欠席 2名 Thomas, Washington, 遅刻 1名 Hussein; 木曜日から)

2. 運営管理 (議題2.1~2.5)

2-1. 第一約束期間末の審査処理状況 (現地報告のみ)

- 1) 背景 - 2012年11月現在の審査処理状況と12月末迄の作業予定報告
 - EU-ETSの「制度欠陥」により、12月末以降登録の事業のCERは猶予期間内であるにもかかわらず EUでは使用できないこととなったため、多数の事業が審査に殺到。
- 2) 結果 - 2012年12月末迄の期間は、暫定的に転用可能な全ての人的資源を「登録」に総投入するよう理事会決定・指示。
- 5) 注記 - 2012年後半期だけで約 1,900事業が殺到している状況にあり(※ CDMの累積登録事業数は 5,000)、審査待ち日数は 9月以降急増し一時的に標準審査期間 15日を大幅に超える 20日以上に悪化。既にピークは過ぎた模様だが見通し不透明。
 - 人的資源を「登録」に総投入すると、「発行」は相応に遅延することに注意ありたい。

2-2. CDM政策対話パネル報告の具体的検討策 CDM HLPD CN 元 Annex-1

- 1) 背景 - EB#65 にて設立、EB#69 (2012年 9月 バンコク) で最終報告
<http://www.cdmpolicydialogue.org/>, 日本からは田中工ネ研特別顧問が参加
- 2) 結果 - EB#69 での最終報告を受けて、具体的に理事会の権能の有無を確認しつつ作業計画について検討。
 - CER中央銀行(仮)設立や紛争処理過程の設置など締約国会議(CMP)などの判断を要する一部の課題を除いて、 CDM 2013-14年作業計画で検討することで合意。

2-3. CDM 2013-14年事業計画 CDM MAP 2013-2014 元 Annex-2

- 1) 背景 - 定例の 2ヶ年事業計画改訂案の審議
- 2) 結果 - CDM需要の急減に伴う関連事業収入減を考慮し、2013年は対2012年比 ▲5%で

予算案を組むこと、2014年以降の追加削減についても更に検討することで合意。

- 3) 議論 - 当初事務局からは ▲2%の予算案が示されたが、削減不十分との意見が続出し、当座の事業運営に支障を来さない範囲で最大限の削減(▲5%)を行うこととした。
 - 政策対話パネルの勧告を反映した詳細な事業予算配分などは、来年最初の理事会である EB#71 で議論される予定。

2-4. カナダの京都議定書脱退に伴う措置 (現地報告のみ)

- 2) 結果 - 脱退に伴い、カナダ登録簿と ITLの連絡は切断されカナダへの直接の CER配分や受渡はできなくなることが報告された。(加盟第三国での「代理受渡」は可能)

3. 個別案件 (議題3.1~3.4) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)

3-1. DOE信認 Accreditation

- 2) 結果 - 資格停止案件なし, 合計 4件の不適合勧告あり。
 - 事案報告に基づき TUV-NORD への臨時検査(Spot-check)の実施を決定。

3-2. 登録 Registration

- 1) 背景 - 事務局と調査チーム(RIT)の見解が一致した場合「登録」又は「拒絶」となる
 - 両者の見解が異なる場合は理事会に掛かり、否決されなければ「登録」となる
 - 両者とも「登録」又は「拒絶」でも 20日以内に異議を述べれば理事会で再審議可能
- 2) 結果 - 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる 2事業を登録, 1事業を拒絶。
 - 1事業の登録を拒絶 - #5984 屎尿処理バイオマス利用発電 (中国)

3-3. 発行 Issuance

- 1) 背景 (上記 3-2. 登録 に同じ)
- 2) 結果 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる 4事業全部についての発行を承認。

4. 制度改正(1) 事業基準全般 (議題4.1)

4-1. 標準化ベースライン(SBL)実施規約案

元 Annex-9

- 1) 背景 - EB#69素案策定、パブリックコメント結果を踏まえ再検討
- 2) 結果 - 継続検討; 以下の原則を設けることについて合意 (詳細会議録参照)
 - a) SBLが改訂されても、既に登録済の事業には事業期間更新時迄は遡及適用しない
 - b,c) SBLの適用は利害関係者調整開始時点での最新版とし、削減量算定は最初の監視期間の開始・終了時点での版のうち最も保守的な版によること
 - d) 事業期間更新時においては、改訂事業計画書(PDD)提出時点又は監視機関の最初の時点での版のうち最も保守的な版によること
 - e) SBLの追加性基準が改訂されても、既に登録済の事業は追加性を再審査されない
 - f) SBLは固定値又は事前に定められた方法に従う変動値によること
- 3) 議論 - SBLの適用を事実上阻害するような過激な意見が多数出されたが、妥協案として上記のような原則とすることで決着。
- 5) 注記 - 既に登録済の事業でも、SBLの版が頻繁に改訂されると削減量を算定する際のSBLの版を 1度だけ更新する必要が生じる(上記 b,c)) ことに注意。

4-2. アフリカ南部の系統電力排出係数の標準化ベースライン SA Grid EF SBL 元Annex13

- 1) 背景 - 初の標準化ベースライン案件 (提出順としては 3件目)
- 2) 結果 - 継続検討
- 3) 議論 - 一部理事が関連する質問を延々と繰返す「遅延戦術」をとり審査時間切れとなった。

4-3. 集合事業関係規約改善・指針検討 PoA Guideline 元Annex10

- 1) 背景 - EB#68依頼事項、PoA手続に関する論点整理を実施、EB#69で継続検討
- 2) 結果 - 採択 (詳細会議録参照)
 - a) PoA・CPAの開始時点は CMEがDNA又は事務局に通告した時点とすること
 - b) PoA下で複数の技術・対策を講じる場合は、個別技術・措置毎に CPA-DD が必要
 - c) PoA自体の更新は 7年毎で最大28年とするが、CPAは 7年更新又は10年固定を事業者側で選択可能であること、更新迄の期間(7年)はCPA毎に算定されること
- 3) 議論 - 単一DOEによる有効化・認証の同時実施の包括承認については否定的意見が多く、原案やこれを拡大する意見は却下され個別審査となった。(7-3. 参照)

5. 制度改正(2) 個別事業基準 (議題4.1)

5-1. CDM事業に関する基準(1) 大規模方法論・ガイドライン

- (1) 硝酸・カプロラクタム工程のN2O排出削減方法論の整合化 (ACM0019・AM0028・34・51)
 - 1) 背景 - EB#66で整合化作業開始、以降方法論パネルで改訂案検討、EB#69で差戻し
 - 2) 結果 - 却下。方法論パネルに対し改訂によるベースライン変更の影響評価を再要請。
 - 3) 議論 - ACM0019におけるベースラインを超える排出部分の控除の妥当性、AM0028・34・51からの移行による事業への悪影響について見解が分かれ再度差戻しとなった。
- (2) バス高速輸送システムでの追加性証明における CER収入条項の見直し (AM0031)
 - 1) 背景 - EB#69で追加性証明への CER収入利用禁止を決定した事に関連する見直し。
 - 2) 結果 - 方法論パネルに当該条項を撤廃し代案を検討するよう指示。
- (3) 抑圧需要関連の方法論改訂作業の一部打切 (AM0086・AM0091)
 - 1) 背景 - 抑圧需要の反映に関し、最低需要水準が決定困難な 2方法論(AM0086 浄水器, AM0094 バイオストープ)の作業打切りを方法論パネルが要請。
 - 2) 結果 - 作業打切りを承認。
- (4) 投資分析期間の設定に関する解釈明確化 (方法論パネル Meth#58 Annex19)
 - 1) 背景 - 方法論パネルより更新可能事業期間(7年 x 2回迄)が選択された場合、投資分析期間は 20年とすべき旨提案あり。
 - 2) 結果 - 却下。実質的に事業者側に投資分析の遡及実施を要求することとなり不適切。
- (5) 他新規・改訂 - 以下を採択
 - (新規) - AM0110 液体燃料の輸送方法変更(エタノール配送パイプライン新設)
 - AM0110 半導体製造工程からのフッ化物排出削減
 - (改訂) - AM0035, AM0084, AM0031, AM0035, AM0044, AM0084, ACM0086, AM0092, AM0094, AM0104
 - 系統電力排出量算定ツール, 貨物輸送排出量算定ツール
- 5) 注記 - 今次改訂で事業期間選択を10年固定に制限している方法論の殆どで当該制限が撤廃されていることに留意ありたい。

5-2. CDM事業に関する基準(2) 小規模(SSC)方法論・ガイドライン

- (1) 新規・改訂・廃止 - 以下全部のSSC-WG提案を採択
 - (新規) - AMS-III-BE, III-BF, III-BG
 - (改訂) - AMS-III-AJ, III-S, II-G, III-D, III-AR
- (2) 抑圧需要関連の小規模方法論改訂作業の一部打切 (AMS I-E, II-G)

- 1) 背景 - (5-1-(3) 同様, AMS-I-E 非再生バイオマス削減, II-G 同 効率向上)
- 2) 結果 - 作業打切りを承認。

(3) 小規模方法論での事業期間選択問題 (小規模作業グループ SSC-WG #39 Annex 12)

- 1) 背景 - EB#69において小規模作業グループに作業指示したが「実施困難」との回答有。
- 2) 結果 - 却下。小規模作業グループに、事業期間が選択可能となるよう再検討を指示。
- 3) 議論 - 大規模方法論では理事会指示を受けて事業期間制約の撤廃が可能とされ多数の改訂案が提案されているのに、小規模で「完全ゼロ回答」は異常との意見あり。

5-3. CDM事業に関する基準(3) 植林・再植林(A/R)方法論・ガイドライン

(1) 新規・改訂・廃止 - 以下全部のA/R-WG提案を採択

(新規) - AR-ACM0003, A/R-AM0014, 樹木・灌木での炭素蓄積及び蓄積変化推計ツール

(廃止) - AR-AM0002,0004,0005,0007,0009~0013,ACM0001 (上記2方法論へ統合)

6. 制度改正(3) 手続関係 (議題4.2)

6-1. DOE信認関連手続改訂案 DOE Accreditation Procedure 元 Annex-17

及び DOE事業実施状況監視手続改訂案 Performance Monitoring 元 Annex-18

- 1) 背景 - CDM 2012年事業計画の重点事項; 本改訂案は手続部分に相当
- 2) 結果 - 大部分を却下し事務局に再検討を指示。
 - 唯一 信認期間の 5年への延長(現行 3年)についてのみ合意、CMPに勧告。
- 3) 議論 -
(信認手続(AP)関係)
 - a) 不適合(NC)の措置: 不適合の深刻度別分類については意見が分かれ再検討を要請。
 - b) 検査の目的・回数: 年最低 2回のPA実施については、小規模DOEには過重であり、統計的手法を用いて再検討すべき旨の意見あり。
 - c) 信認停止・撤回措置: 停止の決定手順に再度慎重な検討を要する旨の意見が多く、また停止に至る前の措置(警告など)を検討すべき旨の意見があった。
 - d) 信認手続の時系列: 事務局の役割見直しについては否定的意見が多く再検討となった。(事業監視(PA)関係)
 - e) 指導閾値の妥当性: 事務局では根本原因分析(RCA)の実施を指導する閾値(Icc, Iirc)を 0.3, 0.25 と提言したが、統計的根拠がないこと、複数年のデータに基づいていないことなどから却下・再検討となった。

7. 政策論 (議題4.3)

7-1. 持続可能な開発への共益的事業の任意情報提供ツール Co-benefit 元Annex20

- 1) 背景 - EB#67~69継続検討事項、採択に向けたツール案を事務局で再々作成
 - CMPからの授權範囲である「共益的事業」という正の側面性の範囲に重点化した任意の報告ツールとして再構築
- 2) 結果 - 採択

7-2. 利害関係者意見調整過程の改善案 Stakeholder Consultation (前回Annex22)

- 1) 背景 - CMP7依頼事項、パブリックコメント後改善案を EB#69から継続検討
- 2) 結果 - 継続検討、事務局に下記合意点を踏まえて素案作成を指示。
- 3) 議論 - 下記各論点について合意。
(Global Stakeholder)

- 事前提示資料の充実化, UNFCCC CDM Website での通知改善・整備
- 受理意見の範囲・対象限定, 地域言語での意見受理の可能性検討
- DOEへの受理意見の処理に対する指導要綱の整備

(Local Stakeholder)

- 事業内容の大幅変更時においては、DOEが有効化審査の過程で意見調整の再実施の可否を判定
- 利害関係者の最低要求員数の設定、事業者側の実施手法の選択範囲の拡大
- 事業登録後の意見調整の必要性検討 - 意見提出の期間制限・実施体制の見直し

7-3. PoAでの同一DOEによる有効化・認証手続の連続実施問題 (資料なし)

- 1) 背景 - PoAでの同一DOEによる有効化・認証の連続実施は原則禁止であり、理事会の例外承認を要する旨決定されているが、理事会での審査基準が未整備であった。
- 2) 結果 - 以下の審査基準に合意。該当する申請は保留し下記に関連する情報提供を要請。
 - a) 他のDOEによる実施可能性の有無
 - b) 同一DOEによる有効化・認証実施の場合の費用削減程度
 - c) 同一DOEによる有効化・認証実施の場合の弊害防止措置
 - d) 予想される PoAの事業規模

8. 雑感

8-1. CDM理事会の議論の動向: (1) 需要急減と制度・体制維持問題

- CER価格の崩落と第一約束期間終了により CDM需要の極端な減退が発生しており、「如何に審査・監理の質を落とさずに体制の合理化・縮小を図るか」が重要課題として議論された。
- 仮に需要が縮小するにもかかわらず、現状の体制・歳出を維持した場合には、わずか数年でCDM関連業務が純欠損に陥ることが見込まれ、本問題は極めて深刻な課題である。

8-2. CDM理事会の議論の動向: (2) 標準化ベースライン(SBB)・集合事業(PoA)への反発

- 一方 環境十全性を重視する理事からは、CERの過剰供給を「追い風」として 標準化ベースライン(SBB)・集合事業(PoA)などについて過去の理事会決定を覆したり議事妨害ぎりぎりの交渉手法を用いてでも制約を加えようとする意見が相次いだ。
- このため、「遅い・煩わしい・解りにくい」など初期のCDMへの批判を背景に数年来検討されてきた標準化ベースライン(SBB)・集合事業(PoA)など各種の「CDM改革」の実現性は、改めて不透明となりつつあり極めて憂慮すべき事態となっている。

8-3. 戒能所見 - CDMの最大の障害は「環境十全性」の押しつけである -

- 上記のような問題点の本質は、環境十全性を重視する勢力による CDM制度設計への「過剰介入」であろう。当該「過剰介入」が続く限り、CDMに未来はないと思われる。
- 仮に買手側が環境十全性を重視するのならば、買手側で「買取基準」を設ければ良いだけの話であり、CDM理事会を通じて売手の基準をも頭から制約しようとしていることが CDM制度設計を遅延させ予見可能性を欠いた運営を強いられた最大の原因であると思われる。
- 当該「買取基準」が明示される限り、市場は自ずと当該基準への適否に応じて CERを別財と認識して別の価格指標を与え、それぞれのCER毎に需給の再均衡が図られるはずである。

今後の予定

第71回理事会 (EB#71) 日時: 2013年 1月31日- 2月 1日 ドイツ・ボン

CDM 2013-14年事業計画の策定が主要議題、個別案件審査はなし

(ドーハで開催の締約国会議(CMP8)において戒能は任期到来のため再選挙, 再選の見通し不明)